

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月1日
【会社名】	株式会社カーチスホールディングス
【英訳名】	Carchs Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長 松本 光章
【本店の所在の場所】	東京都台東区蔵前一丁目5番1号
【電話番号】	03 - 5825 - 5074 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役 高田 知行
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区蔵前一丁目5番1号
【電話番号】	03 - 5825 - 5075
【事務連絡者氏名】	執行役 高田 知行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第28回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金5円

(普通配当2円、復配記念配当3円)

配当総額 118,223,435円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) グループ会社の集約と業務効率向上のため、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都港区に変更するものである。

なお、この変更について、附則により、平成27年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもってその効力を生じるものとし、当該本店移転日の経過をもって当該附則を削除する。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款第4条の「委員会設置会社」の表記を「指名委員会等設置会社」に変更するとともに、業務執行を行わない取締役との間の責任限定契約の締結が可能となったことから、その期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第36条第2項の一部を変更するものである。

なお、現行定款第36条2項の変更につきましては全監査委員の同意を得ております。

(3) 今後の事業拡大に備えるため、現行定款第34条の執行役副会長の員数を変更するものである。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、加畑雅之、平野忠邦、松本光章、西牟田泰央、富田圭潤、森本貴史、浜田卓二郎、内田輝紀、千葉昭雄及び生駒雅を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	160,363	217	0	(注)1	可決(99.79%)
第2号議案	160,349	231	0	(注)2	可決(99.78%)
第3号議案				(注)3	
加 畑 雅 之	160,257	323	0		可決(99.72%)
平 野 忠 邦	160,231	349	0		可決(99.71%)
松 本 光 章	160,235	345	0		可決(99.71%)
西 牟 田 泰 央	160,253	327	0		可決(99.72%)
富 田 圭 潤	160,242	338	0		可決(99.71%)
森 本 貴 史	160,249	331	0		可決(99.72%)
浜 田 卓 二 郎	160,216	364	0		可決(99.70%)
内 田 輝 紀	160,216	364	0		可決(99.70%)
千 葉 昭 雄	160,207	373	0		可決(99.69%)
生 駒 雅	160,222	358	0		可決(99.70%)

(注)1. 第1号議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 第2号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 第3号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数につきましては、加算しておりません。

以 上